

ふるさと応援寄附金について

★ふるさと応援寄附金のインターネットでの受付をスタート

12月1日より本村への「ふるさと応援寄附金」を下記サイトからインターネットを通じて受付できるようになりました。

- ・ふるさとチョイス
- ・ふるぽ



★ふるさと応援寄附金の返礼品取扱事業者を募集します

村民の皆さまに返礼品取扱事業者としてご登録いただき、返礼品として商品を売買することで、インターネットでの販売となり、事業者および個人の収益向上につながることが見込まれるとともに、村全体が活性化する好循環を創出したいと考えています。

返礼品取扱事業者の登録については随時受け付けておりますので、下記に興味がある方等は、ぜひこの機会に問合せ先までご相談ください。ただし、返礼品取扱事業者として登録するにはインターネット環境が必要になりますので、ご了承ください。

- ・インターネットを活用して商品やサービスの販売をしてみたい
- ・ご自分で製造や栽培したものを販売したい

問合せ 企画財政課 企画調整担当 ☎ 82-1254

東秩父村自治基本条例案の意見募集(パブリック・コメント)をします

本村では、現在、第5次総合振興計画に基づき、事務や事業を実施しています。この計画は、2020年までの10年計画となっており、現在、第6次総合振興計画の策定について準備しています。

総合振興計画は、本村の将来を見据えた最上位となる計画であるため、その計画の策定根拠や村の住民、村で活動する団体等の各主体の役割等を明確にした「自治基本条例」を制定し、今後の村を村民全体の協働により、目指すべき姿にしていきたいと考えています。

そのため、下記のとおりパブリック・コメントを行いますので、村民皆様のご意見を募集します。

1 資料の閲覧方法

意見募集の対象となる資料については、下記から閲覧できます。

- ① 防災情報通信システムタブレットの「広報誌資料等」
- ② 役場1階 企画財政課窓口
- ③ 村のホームページ

2 ご意見を提出できる方

- ① 村内に住所を有する方
- ② 村内に事務所または事業所を有する個人または法人
- ③ 村内の事務所または事業所に勤務している方

3 ご意見の提出期間

平成30年12月3日(月)から平成31年1月7日(月)までの35日間

4 ご意見の提出方法

- ① 郵送 〒355-0393
埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地
東秩父村役場 企画財政課
企画調整担当 宛

平成31年1月7日(月)必着です。他の郵便物との判別のため、封筒表面に「パブリック・コメント」と明記してください。明記されていない場合、ご意見として受け付けできない場合がありますので、ご注意ください。

- ② 電子メール kikaku@vill.higashichichibu.saitama.jp
他の電子メールと判別するため、件名に「パブリック・コメント」と明記してください。明記されていない場合、ご意見として受け付けできない場合がありますので、ご注意ください。

- ③ ファクシミリ FAX 82-1562

- ④ 直接持参 東秩父村役場1階 企画財政課窓口

5 提出されたご意見の取扱い

提出されたご意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて村のホームページで公表いたします。

6 その他の注意事項

様式は特に問いませんが、提出する方の氏名または名称(法人や団体の場合は、代表者名、住所、電話番号)を必ず記載してください。

ご意見を提出する際には、日本語で記載をお願いします。また、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

7 問合せ

企画財政課 企画調整担当
☎ 82-1254